

多治見市平和マレットゴルフ場の指定管理者を次のとおり募集します。

1. 施設の名称と所在地

名称 多治見市平和マレットゴルフ場
所在地 多治見市脇之島町3丁目25番地の1

2. 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日（5年）

3. 応募資格

- (1) 法人その他の団体(以下「団体」という。)で、多治見市平和マレットゴルフ場の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している者。(個人での応募はできない。)
- (2) 複数の団体により構成されるグループによる応募(以下「グループ応募」という。)もできる。その場合には、代表団体を定めること。他の団体は構成団体とし、各団体の担当する業務を明確に示すこと。
- (3) 応募者の制限
次に該当する団体は、応募者となることができない。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する場合。
 - ② 最近3年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに市税等を滞納している場合。
 - ③ 本業務を円滑に遂行できる、安全的かつ健全な財務能力を有しない場合。
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等の場合。

4. 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の利用料金の収受に関する業務
- (3) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (4) スポーツ振興事業の運営に関する業務
- (5) 施設の設置目的のために必要な事業に関する業務
- (6) 施設に関するウェブサイトの管理に関する業務
- (7) その他、市長が必要と認める業務

5. 公募要領の配布

- (1) 配布期間 平成22年10月1日(金)から平成22年10月15日(金)(土曜日、日曜日、休日を除く)までの午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 多治見市教育委員会 教育総務課スポーツ振興グループ
〒507-8650 多治見市笠原町2082番地の5(笠原庁舎1階)

6. 現地説明

- (1) 日時 平成22年10月6日(水) 午前10時から
- (2) 集合場所 多治見市平和マレットゴルフ場
(多治見市脇之島町3丁目25番地の1)

7. 応募申請書の受付

- (1) 受付期間 平成22年10月18日(月)から平成22年10月19日(火)

までの午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 受付場所 多治見市教育委員会 教育総務課スポーツ振興グループ
〒507-8650 多治見市笠原町2082番地の5 (笠原庁舎1階)
- (3) 受付方法 申請書類一式を持参により提出

8. 問い合わせ先

多治見市教育委員会 教育総務課スポーツ振興グループ
〒507-8650 多治見市笠原町 2082 番地の 5 (笠原庁舎 1 階)
TEL. 0572-43-3131(内線 2131・2132) 担当 古田、宮地
FAX. 0572-44-1012
e-mail:k-soumu@city.tajimi.gifu.jp

指定管理者候補団体の評価項目と配点

評価項目		配点
施設運営の基本的な考え方		
1	平等・公平な利用の確保についての考え方	5点
2	サービスの向上・利用者増についての考え方	5点
3	安全管理・リスク分担に対する考え方	5点
4	維持管理業務・管理運営業務に対する考え方	5点
5	ごみの減量化や省エネ等についての考え方	5点
施設運営		
6	施設運営の方針 <input type="checkbox"/> 利用者の要望・苦情対応(満足度調査を含む) <input type="checkbox"/> 個人情報の保護	5点
7	外部委託の状況	5点
組織・運営体制		
8	運営組織の構成 <input type="checkbox"/> 組織全体 <input type="checkbox"/> 従業員の雇用関係、従業員の勤務体制	5点
9	人材の配置・職能 <input type="checkbox"/> 従業員の業務内容 <input type="checkbox"/> 必要な職能(資格・技能・経歴) <input type="checkbox"/> 緊急時の対応	5点
収支計画		
10	収支計画書の内容が適切であるか。収支予算の内容が過不足なく適正な金額が提示されているか。	10点
11	経費縮減についての考え方	10点
経営能力		
12	経営状況、運営実績	10点
マレットゴルフ事業の提案		
13	マレットゴルフ事業に対する考え方	5点
14	事業計画の内容	20点
合計		100点